

クラブ競技の参加資格改正のお知らせ

本年度より、『理事長杯』及び『キャプテン杯』のハンディキャップに関する参加資格を下記の通り改正いたします。改正内容をご周知の上、**Bクラス選手**の皆様は奮って競技にご参加下さい。

記

四国カントリークラブ競技規則 11条の改正

特に定められた競技の参加は、本規則 9 により入賞資格のない者はそれぞれの競技に参加できない。但し、スクラッチ競技は参加資格を問わないものとする。尚、**理事長杯、キャプテン杯**の参加資格は 13 迄とする。尚、ハンディキャップ 14 以上の選手はハンディキャップ 13として、それぞれの競技に参加することができる。

----- 改正事項の抜粋 -----

ハンディキャップ **14** 以上の選手はハンディキャップ **13** として、それぞれの競技に参加することができる。

以上

2019年3月3日

四国カントリークラブ
競技委員長 後藤秀男